

機那サフラン『本舗の構造撮真』 について

Study on “Honpo-no-kouzou-sattshin” by Kina-Saffron

平山 育男
HIRAYAMA Ikuo

キーワード: 鳥瞰図、看板塔

Keywords : birds-eye view, billboard pillar

1 はじめに

長岡市撰田屋の機那サフランには、屋根付きで木製の看板塔が立っていたが、後年人手に渡った。これを醸造の町撰田屋町おこしの会（会長：中村隆）が中心となり買い戻し、JR 東日本文化財団の助成などで修理を行うこととなった。修理に際して破損、復原調査を平山らが実施したが、調査の過程で機那サフランがかつて発行した広告である表記の『本舗の構造撮真』を入手した。これは1枚ものの印刷物であるが、表面には機那サフラン酒造の全景とともに件の看板塔が石版によって印刷されていた。本稿では、この資料の内容を紹介するとともに、実際の広告塔（以下、両者を区別する場合は「サフラン広告塔」と記す）と『本舗の構造撮真』（以下、両者を区別する場合は『本舗の構造撮真』 広告塔」と記す）に描かれた広告塔の比較を行い、サフラン広告塔において欠損した部材などをあわせて考察する。

2 『本舗の構造撮真』について

・概要

『本舗の構造撮真』は1枚の用紙を8折りとし、表裏両面に印刷がなされる。資料は45%に縮小して折込みで示した。

・大きさと体裁

資料の大きさは、横628mm、縦476mmの半紙とする。表面には機那サフラン酒造工場などの様子が藍色1色で印刷され、裏面は機那サフランの広告文等が黒1色で印刷される。

・内容

[表面]

表面周囲に角丸の2重線が引かれ、その内部に向かって右上に“本舗の／構造／撮真”（／は改行、以下同様。）と筆書きされ、サフラン酒造を東側の公道から見た図が描かれる。敷地東面にはやや高い石垣が積まれ、上には松が茂る。石垣の北側に寄って冠木門が開かれ、上部に“機那サフラン製造本舗”と記された扁額が掛かり、交叉して日章旗が翻る。敷地内部は、門の奥に切妻造妻入で2階建の主屋と考えられる建物が配される。1階北側には杵脱石を配して玄関が開き、“サフラン酒”と染め抜かれた暖簾を下げる。南側は格子戸、2階は手摺で廊下を介し、障子戸の構成とする。1階の玄関から見える奥の部屋には多数の瓶と金庫、帳場とそこに座り分厚い帳面をめくる主人と思しき人物と女性が座る。部屋の手前には周囲に雷紋のあしらった絨毯を敷き、ここには数本の瓶と煙草盆、火鉢と座った人物1

名が描かれる。主屋の背面には花頭窓を持つ建物を挟み、7棟の土蔵が連なり、妻面には○に吉の印が入る。主屋の南側は鉄柵を挟んで表庭が広がり、灯笼や梅の木が配され、敷地周囲は鉄柵で囲われる。主屋の背面南側には和風の建物が横たわる。亀甲積の基礎の上に建って縁が周囲を廻り、腰付明障子戸で内法上を小窓とする。建物が2階建か立ちの高い平家で、縁の庇上に窓を設ける仕様であるのか、判断は下し難い。なお、棟上に天水桶であろうか、3基が配される。和風建物の更に背面には洋風2階建の建物が南面して切石積の基礎の上に建ち、正面中央に玄関バルコニーを配する。2階は鏡戸とするアーチ型の開窓が配され、手摺を配したバルコニーにシルクハットを被った人物2名が描かれ、屋根棟中央に風見が配される。これらの背景に信越線が描かれ、長岡方面へ向かい煙を吐く蒸気機関車と車両が西山を背後に轟進する。

そして前面通り、画面向かって左側中央に“御目印”の書込みとともに広告塔が描かれる。塔は表を北側とし妻面を東西に向けている。塔は2段の切石礎石上に建ち、柱は黒塗で角に面が施される。根元に根巻金具が打たれ、側面には枡を設け内部は四半模様とする。持ち送りには岩場において長槍の武者2人による格闘の様が、周囲に波頭紋をあしらって示される。下腕木に力持ち、獅子の親子が乗り、この上に看板が掲げられる。看板は周囲は黒枡で隅を木瓜形にあしらい、上から“登録商標”“機那サフラン酒”“越後国古志郡上組村大字撰田屋／本舗吉沢仁太郎謹製 印”と記するもので、周囲には宝珠、昇り流と下り龍、波が描かれ、向かって右側に双折の扉が見える。看板上部には根元に雲紋を持つ上腕木が渡される。上腕木木鼻は渦紋模様と一面の地紋を持つ。上腕木は秤肘木を受け、この左右先端付近に獅子、象鼻を配する。唐破風妻は波紋で、破風板には金具、卵の毛通しは鳳凰とする。唐破風屋根は柿葺のようで、棟側面は青海波、正面に鬼板を据え、棟屋根に輪環の様子が配される。主柱頂部には卵の毛通しを雲紋、柿葺とする小屋根が取り付け、そのやや下部から看板の屋根棟中央に向けて鎖が渡される。

図にはこの他、人物、馬車、荷車、自転車、人力車2台とともに多くの鳥獣が描かれる。人物は、既に挙げた主屋内の3人のほか、門付近で荷車を引く鉢巻姿の3人は荷車に“サフラ□”の書込みのある荷物を引き、門を出ようとしている。そして画面向かって右側から自転車に乗り煙草をくわえる男性、荷物を肩に巻く2人、“御通”を持ち帽子を被る若者、1頭立ての馬車には髭を蓄えた馭者の他、客として女2人、男2人が見え、看板塔の足下には羽織で帽子姿の男性と子供、洋装の男性、画面向かって左下隅には人力車2台に男女1人ずつと車夫2人が配される。動物は、門前と玄関前に犬が1匹ずつ、鳩と思しき鳥類が主屋、背面土蔵、和風建物と庭中、看板塔周囲に描かれ、特に庭中には一段と大きな雉子のような鳥がつかいで描かれる。

なお、画面向かって左下隅に、右から“北越新報石版製”の文字を見ることが出来る。

[裏面]

裏面は、周囲に帯模様を廻らし、その内部に文章を記す。向かって右から縦書きで“御薬酒 官許 機那サフラン酒”と題する。なお、機那サフラン酒の部分はゴシックで白黒反転文字とする。以下、“薬価”、“鑑入”帯模様内に“厘毛直引無し”の文字が見える。隣に“(全形登録商標)”の右からの文字が入りサフラン酒の商標ラベル、その下に13行に及ぶサフラン酒紹介文が掲げられる。以下、“◀主治効能▶”3行、“◀婦人諸病▶”3行、“ヒステリー”5行、“産前産後諸症”2行の文章がありで下部に“小包料金表”とする。向かって左半分は“◀男女諸病▶”4行、“◀養生法▶”2行、“◀用法及び分量▶”1行、“◀御注意▶”11行、“◀御請求の諸君に謹告▶”2行があり、末尾に“大日本一

箇所／機那サフラン酒本舗製薬所、下部に“越後国古志郡上組村大字撰田屋／吉沢仁太郎謹製 印／電話 長 長岡一九一番／振替 東京一九一番／長野一九一番”とする。そして欄外に、“御注意”として“弊舗は従来効能書に各地特約店名掲載しつゝありしも日進歩歩売行を増すに連れ全国到る処に販売店を設け其数有に五千／店以上に達したれば到底限りある紙面に掲載し切れず依て大正拾貳年六月以降一切掲載せざる事に変更せしに依り旧知の諸／彦は御諒承有之度何卒信用のある洋酒店薬店より御買上を乞ふ／尚近頃同名類似の偽物を売る奸商がありますから吉沢の機那サフラン酒と御指名願ひます”とする。

3 『本舗の構造撮真』の制作年代

本資料には発行年月日の記載はないものの、期間を限定する材料を幾つか見ることが出来る。ここではそれらを順次見て行くことで、本資料の制作年代を絞り込んで行きたい。

1) 看板と鏤絵土蔵

本資料表面には、上述のように機那サフラン酒本舗の看板塔が描かれる。この塔の建築は刻銘から明治44(1911)年4月とできる。更に、本資料では鏤絵で著名な大正15(1926)年建築の土蔵が描かれてはいない。以上の点から、本資料の作成は明治44(1911)年4月から大正15(1926)年の間と判断できる。

2) 御注意

資料裏面末尾には“弊舗は従来効能書に各地特約店名掲載しつゝありしも日進歩歩売行を増すに連れ全国到る処に販売店を設け其数有に五千／店以上に達したれば到底限りある紙面に掲載し切れず依て大正拾貳年六月以降一切掲載せざる事に変更…”とあることより、本資料の作成が、大正12(1923)年6月以後であると判断することができよう。

3) 小包郵便料

資料裏面に小包郵便料の表が掲載される。これによると、発送先が内地と台湾及び樺太のものが示される。内地宛ての料金体系は、大正8(1919)年4月15日から施行されたもので、これは昭和6(1931)年8月1日の改正まで使われている¹⁾。

なお、資料において外地は台湾と樺太も記されるが、料金体系では朝鮮、大正12(1923)年1月1日からは南洋諸島も含まれた。また、資料で外地宛ての重さは1貫200匁までであるが、料金体系では内地と同様に1貫600匁までのものであった²⁾。

以上の要件より、本資料の作成期間の範囲は大正8(1919)年4月15日以後、昭和6(1931)年8月1日以前とできよう。

4) 本資料の制作年代

以上の3条件を総合すると、本資料作成の上限は“御注意”より大正12(1923)年6月、下限は鏤絵土蔵が存在しないことから大正15(1926)年の間と判断できる。即ち本資料の制作は大正時代末と言ってもよいだろう。

4 『本舗の構造撮真』 広告塔とサフラン広告塔の比較

・サフラン広告塔

[規模]

看板塔は調査時点で修理のため工場へ持ち込むため、主柱の上部と下部が切断を受けており、中央部が7,292mm、の規模を有するものであった。

また、中央看板部分で、柱真から腕木先端まで、梁行の出が2,145mmとなる。

[構造]

看板塔は元口570mm、末口450mm程となるスギの丸太を主柱として、2本の持送りを配し、この上下に長さ1,900mm程の腕木を出す。なお、後述のように下腕木上、看板下部の空隙には先端に獅子、縦框内側にボタン、中央に力持の丸彫りが配

された。

上下腕木の間が看板部分で、看板は周囲に両脇に障子柱を立て、その中央に看板を配するものであった。看板は内外に140mm角の障子柱を立て、下腕木の上に300mmの空隙を設け高130mm厚112mmの敷居を配する。障子柱、上腕木、敷居に囲われた部分が看板で、内部は115mm厚程の板4枚からなる籠の浮き彫り彫刻があり、その更に内側に縦棧幅45mm、横棧幅24mmの戸縁を設け縦1,386mm、横475mmの寸法で、看板を掛ける部分が設けられる。

軒・屋根部分は上腕木上からとなる。上腕木の根元と先端に2本、長1,300mm程の秤肘木を配し、この両端に高140mm、厚90mmの出桁を前後に架ける。妻飾りは大瓶束で幕板には鶴亀の彫刻とする。螭羽は輪垂木5本を配して破風板、卯の毛通は亡失している。なお、秤肘木と出桁交叉部下に吊束を設ける。内側が交叉部から柱1本分や中央にずれて長420mm、110mm角の吊束を配する。この吊束には各々正面と外側に木鼻が、出桁下には垂壁として籠の丸彫りが配されていた。そして、これらの上に二軒で向唐破風の屋根が取り付くこととなる。一軒目が185mm、二軒目が191mmとなる。更に高35mmの布裏甲で二重の軒付で、当初の唐破風形柿葺とするが、現状ではこの上に野垂木を掛けて切妻形式の鉄板葺屋根とする。

出桁間には格天井が張られる。桁行4区画、梁行3区画の合計12区画に分割するものである。格縁は唐戸面が施され、各格子には丸い台座に鳥と植物の浮彫彫刻が施される。

ところで主柱上にも屋根が取り付いた。主柱上に桁を井形に組み、吹き寄せ垂木の形式で切妻妻入の小屋根を置くものであった。なお、小屋根直下の主柱側面と看板屋根棟の主柱から1,435mmの個所に鍵型の金具が打たれ、この間を長70mm、幅43mm、径12mmの輪環55連がつないでいた。

なお、材は主柱がスギ、看板の見えがかり部分は全てケヤキ材、屋根小屋組はスギ材であった。

[彫刻]

看板には主柱除く軸組のほぼ全面に彫刻が施されていた。

持送りは、長槍による武者2人による格闘の浮彫りで背景に松や雲紋が配され、表裏が一体の絵柄とするものであった。

下腕木は木鼻に渦紋彫刻があり、正面側には水鳥と菖蒲、裏面にはマツと鷹の浮彫彫刻が施された。

看板下部の空隙には下腕木先端上に獅子丸彫、縦框内側にボタン丸彫り、中央に力持丸彫りが配された。

縦横の框側面には雷模様の地紋彫が隅部を除き、一面に施されていた。

看板周囲は籠の浮彫で、4枚の板一体の絵柄で、中央の看板を納める周囲枠表面には花菱の地紋彫が施されていた。

上腕木は木鼻を渦紋、側面は雲紋の浮彫り、秤肘木は中央に渦紋、先端は線形とする。

吊束は先端擬が宝珠形とされ、木鼻に籠、猿、象の丸彫り、垂壁は籠の丸彫りする。

唐破風妻壁は鶴亀の浮彫、大平束側面には筋彫が入る。卯の毛通は失する。鬼板は木製の鬼で、笠の先端及び主柱上の小屋根破風板先端に渦紋が入る。

[彩色]

看板では、上部の垂壁に配された龍及び吊束に据えられた木鼻丸彫目の玉に墨、口に朱が入れられていた。

・『本舗の構造撮真』 広告塔

[規模]

『本舗の構造撮真』 広告塔は基礎を有する。形状は正方形平面の直方体、その上に角錐台、正方形平面となる直方体となる形状のものとなる。材質は明らかではないが石材であろうか。

そして上方の直方体上面から主柱が立ち上がることとなる。主柱下部には入八双形式の根巻金物が打たれる。主柱は黒色の表現で、隅部は一般の面取ではなく几帳面取、側面に繰り抜きがあり、内部は四半目地の斜線が入る。

持送りは大人の頭より高い位置からあり、腕木下受ける。腕木下は先端が木鼻となり側面には岩状の模様が配される。腕木下にはだぶって、親子の獅子と力持ちが描かれ、力持ちは看板全体を持ち上げる構図となっている。

看板部分は周囲を黒縁として隅部を木瓜型に象る。看板の内容は周囲が上部中央に宝珠を置き、両脇に昇り龍と下り龍を配し、下部に波とする。その内部は上部に家紋で両脇に「登録商標」、その下に「機那サフラン酒／越後国古志郡上組村大字撰田屋／本舗吉沢仁太郎謹製造 印」とする。

【構造】

『本舗の構造撮真』看板塔では前述のように礎石上に角柱を立てる。そして隣に建つ大人の頭上程の高さから持送り、下腕木がある。なお、サフラン広告塔で実際に見られた下腕木上、看板下部の空隙における先端獅子、中央力持の丸彫りが『本舗の構造撮真』にも見ることができるが、図では下腕木に重ねて描かれている。

看板は周囲が黒枠で、隅部が木瓜形となる。そして看板の扉が向かって右側に双折戸の形式で開いて描かれるが、障子柱はなく、周囲の龍浮彫りは看板内部に龍が描かれるに留まる。

上腕木は先端の木鼻部分のみが描かれるようで、木鼻根元に秤肘木が納まり、この木鼻を獅子と象とする。妻飾りは渦紋である。

屋根はこけら葺の向軒唐破風形式で、卯の毛通は鳳凰、唐破風板に渦紋と丸紋の金具が付けられる。棟側面は青海波に丸紋の模様で、鬼板は鬼面に鱈付となる。主柱上の屋根は切妻妻入の小屋根で、小屋根直下の主柱側面と看板屋根棟中央を輪環でつなぐ。

【彫刻】

『本舗の構造撮真』広告塔において主柱は描かれる一面のみに四半の模様が枠内に描かれる。

持送りは、長槍による武者2人による格闘の浮彫りで背景に松や岩、波紋が配される。

下腕木は木鼻に渦紋彫刻があり、側面には持ち送りの岩に類似する彫刻が描かれる。

看板下部の空隙には下腕木先端上に親子獅子、中央に力持丸彫りが配される。

上腕木は木鼻に渦紋、一面の地紋彫があるが、本体は背景の横線で、秤肘木鼻に象、獅子があり。

唐破風妻壁は渦紋、卯の毛通は鳳凰、鬼板は木製の鬼面に鱈付、小屋根押懸魚は渦紋が入る。

【彩色】

一色刷りのため、彩色は明らかではないが、主柱及び看板枠が黒色とされる。

・サフラン広告塔と『本舗の構造撮真』広告塔の比較

【規模】

売却前の写真によれば、サフラン広告塔における持送りまでの高さは1.2m程で、『本舗の構造撮真』広告塔に比べ、やや低い位置にあった。但し、売却前のサフラン広告塔は昭和39(1964)年から翌年にかけて修理があり、この際に主柱の交換が行われたようである。このためサフラン広告塔自体は主柱高さが低くなった可能性を否定することはできない。その他、全体の大きさは両者が極端に異なる点はない。

【構造】

サフラン広告塔と『本舗の構造撮真』広告塔において相違を挙げれば以下の点である。

土台は『本舗の構造撮真』広告塔に二重のものが描かれるが、サフラン広告塔に実際にあったかは不明である。

下腕木上の丸彫りは『本舗の構造撮真』広告塔において位置が曖昧で、内側のボタンが描かれない。

看板部分では『本舗の構造撮真』広告塔では双折形式の扉が描かれるが実際のは欠損して形式は明らかではない。また、『本舗の構造撮真』広告塔では周囲の龍の彫物と看板が一体に描かれるが、サフラン広告塔では看板周囲に龍の彫物が廻された。

看板上の構造が『本舗の構造撮真』広告塔においては不明瞭の部分が多く、サフラン広告塔にある吊束、妻飾りの太平束が描かれない。

【彫刻】

『本舗の構造撮真』広告塔においては主柱に四半の模様があるが、サフラン広告塔ではこの柱が交換を受け、実際この部分に彫物があったのかは不明である。

持送りは長槍による武者2人による格闘の浮彫りで両者は共通する題材ではある。但し、サフラン広告塔では周囲を単に曲線の連続模様にするのに対し、『本舗の構造撮真』看板塔ではこの部分を渦紋、内部に岩を配するなど、細部の差異が目立つ。

また、下腕木は木鼻に渦紋彫刻が施される点は両者に共通するものの、サフラン広告塔では正面側に水鳥と菖蒲の浮彫彫刻を入れ、この上部に先端に獅子丸彫、縦框内側にボタン丸彫り、中央に力持丸彫りが配されるのに対し、『本舗の構造撮真』看板塔では、岩のような模様に留まり、上部の丸彫り彫刻が獅子の親子と力持ちだけで、下腕木側面に沿う形で描かれる点が異なる。

看板はサフラン広告塔においては看板周囲に龍浮彫り彫刻が配されるのに対し、『本舗の構造撮真』看板塔では文字部分と両側面にある龍の題材が同一面にあり、下部にはサフラン広告塔には見られない波も描かれる。また、サフラン広告塔看板に扉は付いていたようであるが、規模から考えて『本舗の構造撮真』看板塔に描かれる双折戸の形式には疑問が残る。

軒部分では、上腕木木鼻、秤肘木、木鼻の構成は両者で共通するが、上腕木根元部分、吊束、唐破風妻が『本舗の構造撮真』看板塔の描写では曖昧である。

なお、軒唐破風、鬼板、棟、親柱頂部の小屋根、輪環などは、両者ほぼ共通するものである。

5 さいごに

『本舗の構造撮真』看板塔とサフラン広告塔の比較検討については次のようにまとめることができよう。

- 1) 『本舗の構造撮真』看板塔の制作年代は、大正12(1923)年6月から大正15(1926)年の間で、大正時代末とできる。
- 2) 『本舗の構造撮真』看板塔は、実際のサフラン広告塔に対して全体の構成は上下腕木、軒部分において一部相違は見られるものの、よく共通するものである。
- 3) 『本舗の構造撮真』看板塔の彫刻は題材をよく追って描くものの、特に画題の中心となる持送り、看板部分では強調とも言える部分があり、看板直下に位置する丸彫である親子の獅子、力持ち等は矛盾する表現になっている。また、双折の看板扉にも疑問が残る。

注

- 1 通信省：通信事業史2、239頁、昭和15(1940).12
- 2 通信省：通信事業史2、239-240頁、前掲

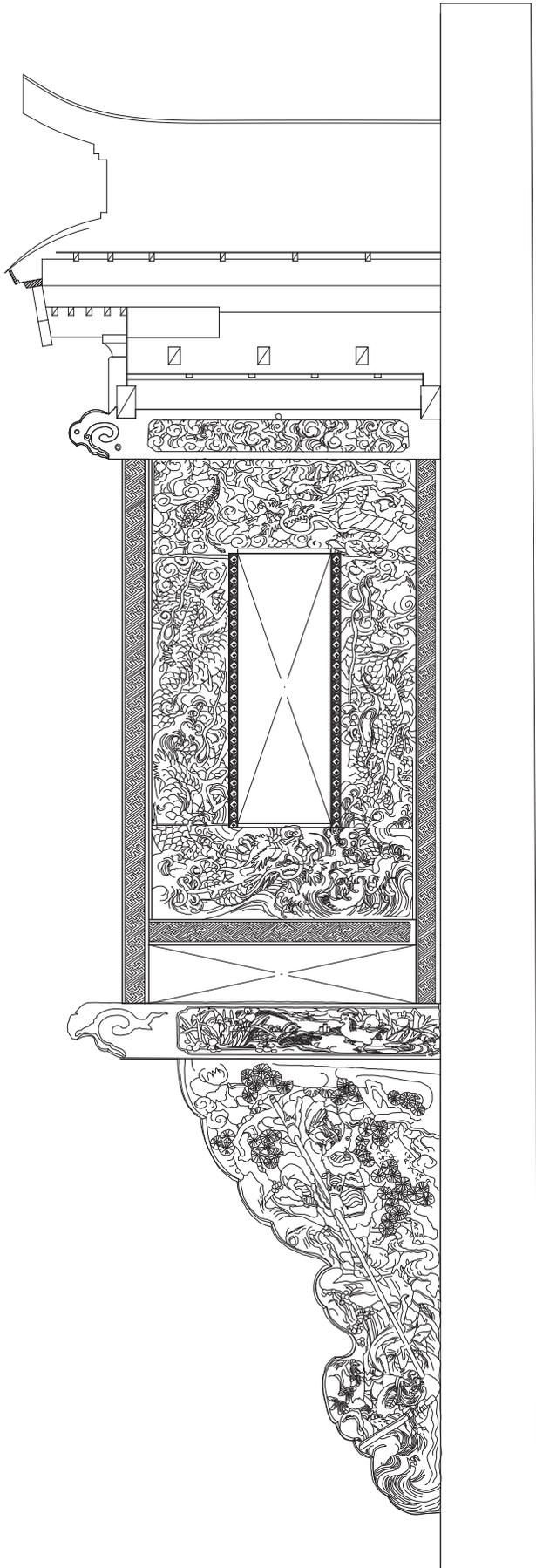


図1 サフラン広告塔表面



写真1 サフラン広告塔下腕木（修理前／調査中）



写真2 サフラン広告塔持送（修理中）

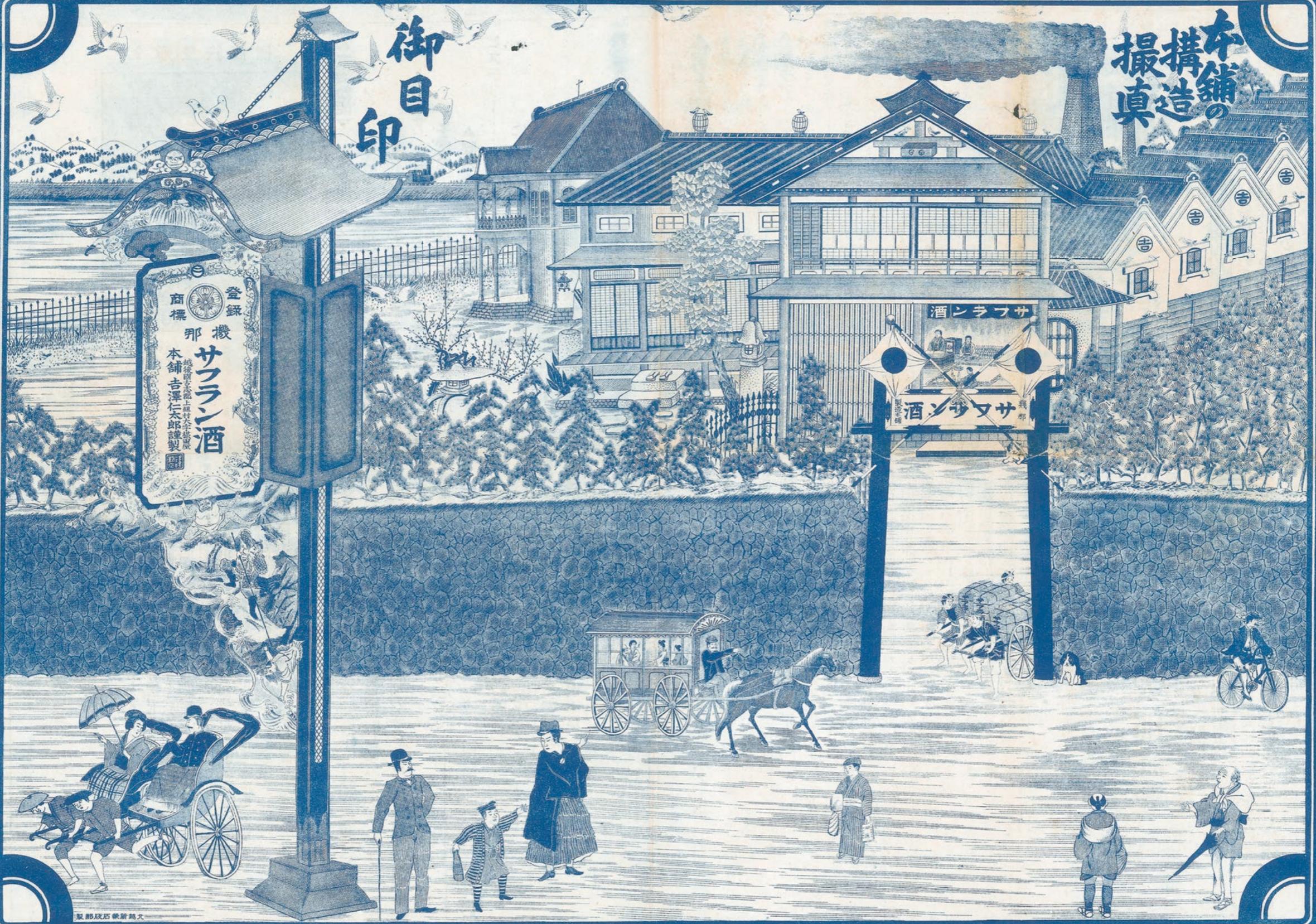
本舗の
構造
撮真

御
目
印

登録
商標
那機
サフラン酒
本舗吉澤仁太郎謹製

酒ンラフサ

酒ンサマサ



製那政石家新純大

御藥酒

許官

機那サフラン酒

價目 小瓶一圓分 金銀式拾袋 大瓶二圓分 金銀式拾袋

入 五合八金式五拾袋 一升八金式五拾袋

無引無

(標商錄登形全)



御藥酒は吉澤家の傳法にして向余が多年の間精神を養ひ、藥理を考究し、調製發賣せるものなれば世上に擴布以來諸病に効果あるを以て日に月に服用者を増し、今や積年の宿病を忘れ、回春の喜びを請けられし人幾何なるを不知實に一般社會に歡迎せらるゝに到れるは弊舖の深く光榮とし、満足する處なり。若し未だ本劑を知らず、衰弱症、貧血、神經衰弱、血の道、子宮病に悩まると、御方々は速に御服用の上、回春の喜びを請けられん事、希望に堪へざるなり。凡そ婦人の十人中七八人迄、常時頭痛、眩暈に悩まされ、其原因種々あり、雖も就中子宮病が多く原因となるものなり。然るに多くの婦人は時候の故に、と藥劑し、等閑に附する傾きあり、此等は不知不識の間に、重患に陥り、遂に千金に替へ難き子實を掲げ得ざる憂目を見るに至る。此等は皆に病者自身の爲めのみならず、國家の爲め深憂に堪へざる處なり。婦人が子宮病に悩めば、自然にロステリイ症候を惹起し、易し其他月經不順、貧血、冷症にて子なき人生、來世の婦人等、四圍の事情に依り、ロステリイの原因をなす斯かる症候を呈せし場合は、適應なる機那サフラン酒を一日も早く服用して、徐に療養すべきなり。機那サフラン酒は其効能、婦人諸病のみに限らず、男子諸病にも、決して効能の異なる事なし。凡そ男女の疾患は、病名こそ更れ、多くは同一病理なるものなり。世人、機那サフラン酒は婦人病に効能ありて、男子に左程の効なしと、是れ御實験なきのみならず、藥理を御辨へなきの御言なり。弊舖の機那サフラン酒の如きも、男女共に、速に効能に差ある理由なし。論症の方々は速に御試用の上、其言の虛ならざるを、知り賜はん事を、真ぶ。

▲主治効能▼

本劑はサフランを主劑として之に鎮痙劑、補血劑、強壯劑等數十種の高貴藥を謹嚴に配合せし御藥酒なれば第一血液を補へ循環を能くし、宿血を破り、体内の機能を進進し、精氣を取立て、虚勞を鎮靜し、健忘を去り、總身を温め、筋肉を和け、極て氣分を爽快ならしむる、鎮痙、補血、滋養、強壯の効能を有する男女諸病の藥なり。故に左の諸病に効あり。

▲婦人諸病▼

月經不順 ▲月經閉止 ▲月經過多症 ▲月經困難 ▲經期腹痛
子宮病 ▲子宮内膜炎 ▲腔加答兒 ▲白帶下 ▲赤帶下 ▲こしけ ▲下腹痛み ▲胸先差込 ▲腰足冷込み ▲寸白

▲ヒステリー▼

(血の道) 精神上の症狀 嫉妬深くなる ●記憶が悪くなる ●情弱になる ●嘔つきになる ●動物が好きになる ●衝氣になる ●無いものが見ゆる ●臆病になる ●身体上に起る症狀 顔色青白く ●頭痛がする ●眩暈がする ●動悸がする ●逆上する ●妙な感覚が起る ●發熱の感覚が起る ●便秘する ●食欲欠乏する ●嘔吐する ●睡眠不良になる ●痙攣がする ●身体が引つる ●癱瘓する ●知覺を失ふ

▲産前産後諸症▼

立悪しく ▲古血滯り ▲乳不足

▲男女諸病▼

貧血(原發性貧血) 續發性貧血 血液不循 神經衰弱 氣管症 精神疲勞 氣根なき人 常習頭痛 逆上 眩暈 衰弱諸症 病後の恢復期 手足しびれ 筋肉引つり 四季引風 疝氣 痲瘋質斯 脚氣 中風症 胃病 胃癆 胸飲 胸腹痛 食滯 中風中寒 黃青 瘧の拾へ返

▲養生法▼

平素過激の勞働を避け、適度の運動を採り、身體の安靜を保ち、室内を掃除し、四肢五体共清潔を旨とし、新鮮なる空氣を呼吸し、精神の保養に勉むべし。亦適當なる日光浴、温泉浴等よし、食物は成るべく軟かき、滋養多きを、適宜牛乳、卵黃及び脂肪少く、肉類等攝受せば、一層良好なる成績を得、尤も惡油の多き魚類、刺戟性の辛物、柿生菓、酢氣物及び不消化物等は避くべし。

▲用法及び分量▼

大人は一日に小瓶口に二杯づつ、一週間に二合を度とし、病重きものは猶増して一日三杯に至る。小兒は水を加へ稀薄にして用ふべし。

▲御注意▼ 弊店は全国各地へ特約店を設け、擴布せし以來、其効著しきを以て、需用者日に月に加はり、今や三府五港は言も更なり。西は九州の西端より北は北海道の北部に至るまで殆ど之を賞識し、服用せざるものなきに至り、是れ江湖諸君の弊舖を愛顧するの芳志に外ならず、雖も亦機那サフラン酒の効驗著きが爲めならず、非ず、是れ弊店の深く喜び且謝せざる可らざる所。然るに近來、狡猾なる奸商輩、本品の賣行旺んるに、垂涎すべく、能はず巧に類似名稱の偽造品を發賣して、顧客を惑さんとし、弊店機那サフラン酒に紛はし、其だしきに至りては、同音同字の名稱を附し、之を販賣し、以て世人を瞞らし、殊に患者を欺く懼れあるのみならず、又大に弊舖の名稱を損じ、以て江湖諸君の信譽を絶し、甚恐れざるべけんや。四方の需要者は充分の御注意を以て、斯かる偽造品を御買入なく、弊舖の機那サフラン酒を服用し、其効に浴せられんを、希望に堪へざるなり。御承知の通り、機那サフラン酒の商標は、太き線を以て、縦形長方の欄を設け、更に内部に縦形長方の欄を畫し、該二欄の間には、蜀紋彩を填入し、四隅には、各唐草彩を配置し、其面上と内部の欄とに掛けて、内に糸輪を有する圓形各壹箇を置き、篆書無別製の四字を一字づつ、其内に記し、内部の欄の下方には、波濤の狂瀾を畫し、之に接して、左右より、各壹頭の昇龍、上部中央の寶珠を、争ふの圖を畫し、欄を形成し、其周圍には、細小の横線を填入して、地紋と爲し、内部には、細線を畫し、たる上に、二線づつ、並行せる、菱形格子を、顯はして、地紋とし、其寶珠形の下に、二線圓形内に、五つ葉の實の紋を畫し、左右に、官許登錄商標の文字を、楷書にて、分記し、其下に、御藥酒の三字及、機那の二字を、楷書にて、二段に、列記し、下に、片假名にて、サフラン楷書にて、酒の文字を、書し、右方に、片假名交り、楷書にて、男女諸病ニヨシ、左方に、越後國古志郡上組村大字、機那田屋本舖、吉澤仁太郎謹製と、楷書にて、記したるもの也。此商標は、商標法施行細則第十六條第三十九類のサフラン酒に使用す。此商標は、西洋紙の小牌に、印刷して、機那サフラン酒の容器に、貼付したるは、全國元祖の機那サフラン酒に、相違なき故、疑念なく、御購求を、賜らん事を、希ふ。右商標に、相違せるものは、皆奸商の、物なれば、各自充分の御注意を、乞ふ。

大日本一箇所

機那サフラン酒本舖製藥所

越後國古志郡上組村大字、機那田屋

吉澤仁太郎謹製

電話 國長岡一 九九一 番 振替 東京一 九九一 番 長野一 九九一 番



御注意

弊舖は從來本効能書に各地特約店名掲載しつゝ、ありしも日進月歩賣行を増すに、連れ全國到る處に販賣店を設け、其數有に五千店以上に達したれば、到底限りある紙面に、掲載し切れず、依て大正拾貳年六月以降、一切掲載せざる事に變更せしに、依り舊知の諸彦は、御諒承有之度、何卒信用のある洋酒店、藥店より御買上を、乞ふ。尙近頃、同名類の偽物を、賣る奸商が、ありますから、吉澤の機那サフラン酒と、御指名願ひます。